

放送法等の一部を改正する法律による 紛争処理委員会関係の改正事項の概要

平成 23 年 2 月 24 日

電気通信事業紛争処理委員会事務局

I 電気通信事業紛争処理委員会の業務範囲の拡大（1）

1 あっせん・仲裁の対象となる紛争の種類追加

① ケーブルテレビ事業者等による地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に係る同意に関する紛争

（新放送法第142条）

（趣旨）

現行法において、ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再放送に係る同意に関する紛争については、総務大臣による裁定の制度があるが、紛争が多様化・複雑化し、円滑な協議が困難な状況も生じている。

このような状況を踏まえ、当事者間の協議が調わない場合に迅速かつ専門的な処理を図ることを目的として、事案の程度に応じた多様な処理手続をとることを可能とするため、総務大臣による裁定の制度に加えて、紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の対象とするもの。

② 電気通信事業者間の電気通信設備設置用工作物の共用に関する紛争

（新電気通信事業法第156条第1項）

（趣旨）

「電気通信設備設置用工作物」の例としては、移動体通信事業者が移動体通信に使用する空中線を設置するために建設する鉄塔等があるが、景観条例による建築制限等により新たに鉄塔等を設置することができない場合がある。

このような場合、事業者間の共用に関する協議が不調に終わると、当該地域における多様な通信サービスの提供が困難となり、利用者の不利益が発生するおそれがあることから、紛争の迅速かつ効率的な処理を図ることを目的として、紛争事案の程度に応じた多様な処理手続の整備の一環として、紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の対象とするもの。

③ コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間の電気通信役務の提供条件等に関する紛争

（新電気通信事業法第157条の2）

（趣旨）

電気通信回線設備を設置せず、配信サーバのみを設置して動画、音楽、ゲーム等を提供するコンテンツ配信事業者等は、電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けて、サービスを利用者向けに提供しているが、モバイル化の進展、ネットワークの高機能化等に伴い、役務提供の条件・料金等について事業者間の紛争が増加してきている。

現在、コンテンツ配信事業者等は電気通信事業法の規定の適用除外とされているため、法律に基づく紛争処理手続が利用できない状況にあるが、利用者がより低廉で多様なサービスを楽しむ機会が損なわれないよう、上記のような紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の利用を可能とするもの。

電気通信事業紛争処理委員会の業務範囲の拡大（2）

2 総務大臣から諮問される事項の追加

① ケーブルテレビ事業者等による地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に係る同意に関する裁定 (新放送法第144条第5項)

(趣旨)

現行法では、ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再放送に係る同意に関する総務大臣の裁定は、政令で定める審議会(情報通信行政・郵政行政審議会)に諮問することとされている。

今回の改正により、再放送の同意に関する紛争について、紛争処理委員会に新たにあっせん・仲裁を行う機能を追加したことから、再放送の同意に関する紛争の統合的な処理を行うことを可能とするため、総務大臣裁定の諮問機関を紛争処理委員会に変更するもの。

② 電気通信事業者間の電気通信設備設置用工作物の共用に関する協議命令・細目裁定

(新電気通信事業法第160条)

(趣旨)

現行法において、電気通信設備の共用については、電気通信事業者間で協議が調わなかった場合の総務大臣の協議命令及び細目裁定が規定されている。

電気通信事業者が規制等により自ら電気通信設備設置用工作物(鉄塔等)を設置できない状況において、既に電気通信設備設置用工作物を設置している電気通信事業者が、その優位な立場を濫用して共用の拒否を行う場合等は、公正競争が阻害されるおそれがあることから、今回の改正により、電気通信設備設置用工作物の共用に関して紛争が生じた場合に、電気通信設備と同様に、総務大臣が協議命令及び細目裁定により適切に対応できることとした(新電気通信事業法第38条)。

この電気通信設備設置用工作物の共用に関する総務大臣の協議命令・細目裁定について、紛争処理委員会が行う当該紛争に係るあっせん・仲裁との統合的な処理を行うため、紛争処理委員会をその諮問機関とするもの。

(参考) 改正後の紛争の種類ごとの紛争処理手続

当事者	協議の内容	相手方が協定・契約の締結(又は再放送の同意)の協議に応じないとき	協定・契約の締結(又は再放送の同意)の協議が調わないとき	金額、接続条件等の細目について協議が調わないとき
電気通信事業者間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信設備の接続に関する協定 ○ 電気通信設備の共用に関する協定 ● 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定 ○ 卸電気通信役務の提供に関する契約 	あつせん 大臣命令	あつせん 大臣命令	あつせん 仲裁 大臣裁定
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続に必要な電気通信設備の設置・保守 ・ 接続に必要な土地・建物・管路等の利用 ・ 接続に必要な情報の提供 ・ 電気通信役務の提供に関する契約の締結の取次や料金回収等の業務委託 等 	—	—	あつせん 仲裁
電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間	<ul style="list-style-type: none"> ● コンテンツ配信事業等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 (※)電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号) 	—	—	あつせん 仲裁
ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間	<ul style="list-style-type: none"> ● 地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送に係る同意 	あつせん 大臣裁定	あつせん 仲裁 大臣裁定	—
無線局(※)を開設・変更しようとする者その他の無線局(※)の免許人等との間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 (※) 電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局 	あつせん	あつせん 仲裁	—

注1: 協議内容の「●」は法改正に伴い追加されるもの、「○」は既存のもの。

注2: 「大臣命令」又は「大臣裁定」の場合は、紛争処理委員会への諮問がある。

II 委員会の業務範囲の拡大（放送分野の紛争も処理）に伴う改正等

1 委員会の名称を「電気通信紛争処理委員会」に変更（新電気通信事業法第144条第1項）

（趣旨）

今回の法改正により、紛争処理委員会は、電気通信事業分野の紛争だけでなく放送分野の紛争も取り扱うこととなることから、委員会の名称について、「電気通信事業」を放送を含む用語である「電気通信」に改めるもの。

2 委員会の権限に、「放送法の規定によりその権限に属させられた事項」を処理することを追加

（新電気通信事業法第144条第2項）

（趣旨）

紛争処理委員会が地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に係る同意に関する紛争を処理することについては、新放送法の規定に基づくものであることから、それを明確にするもの。

3 委員会の委員の任命の要件に、「放送の業務に関して優れた識見を有する者」を追加

（新電気通信事業法第147条第1項）

（趣旨）

今回の法改正により、紛争処理委員会は、電気通信事業分野の紛争だけでなく放送分野の紛争も取り扱うこととなることから、委員として任命するにふさわしい者として、放送分野の紛争について適切な判断を行うことができる識見を有する者を追加するもの。

具体的には、現行法で「委員は、電気通信事業又は電波の利用に関して優れた識見を有する者のうちから、…任命する。」とされているところ、「委員は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、…任命する。」と改められた。

- 施行期日は、IIの3は「公布の日」、I及びIIの1、2は「公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日」（※公布の日は、平成22年12月3日）

（放送法等の一部を改正する法律附則第1条）

参 考 资 料

新制度における放送事業者の分類

放送事業者							
基幹放送事業者（注1）			一般放送事業者（基幹放送以外の放送業務を行う者）				
地上基幹放送事業者		移動受信用地上 基幹放送事業者 （例：マルチメディア放送）	衛星基幹放送事業者 （例：BS、110度CS）	届出一般放送事業者（注2）		登録一般放送事業者（届出以外）	
テレビジョン放送事業者	左記以外 （例：AM、FM、短波）					有線でテレビジョン放送を行う事業者 （例：小規模なCATV等）	左記以外の事業者 （例：有線ラジオ放送事業者）
						指定再放送事業者 （注3）	左記以外の事業者

※二重枠・網掛部分が紛争処理スキームの利用可能な事業者

（注1）基幹放送とは、電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

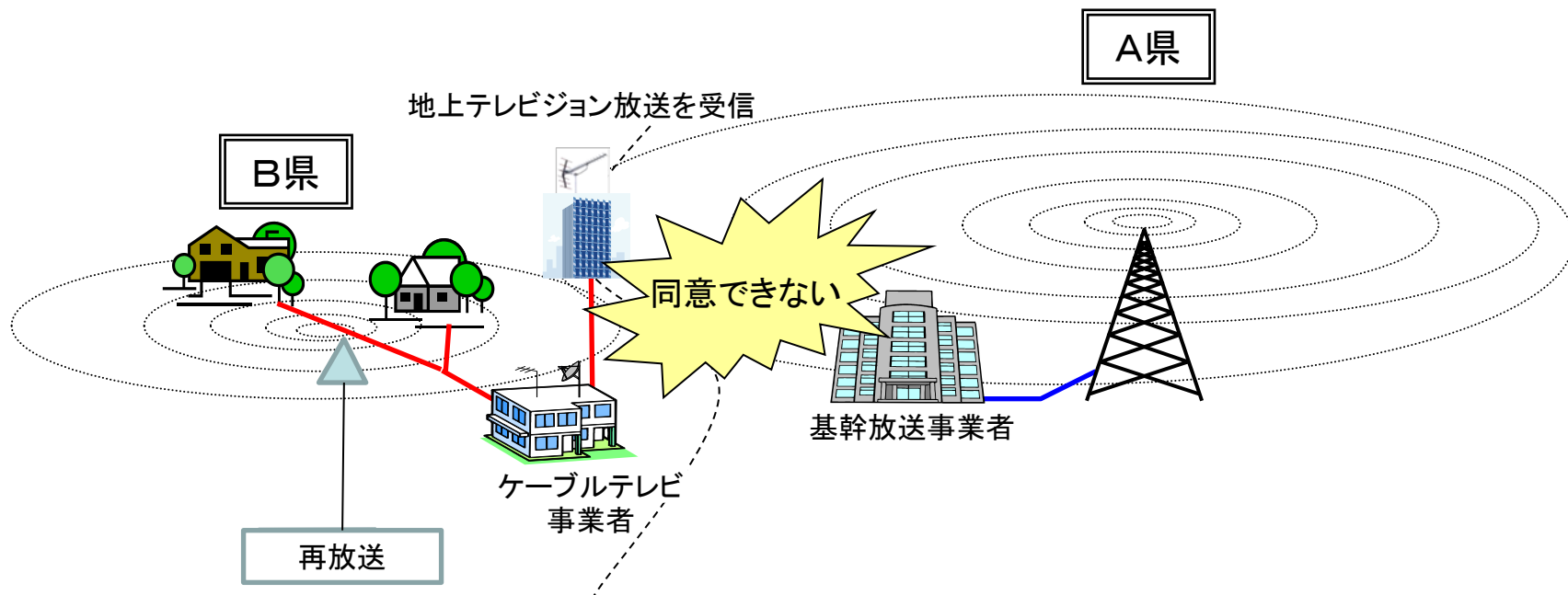
（注2）届出の対象となる一般放送は、法律上例示されている有線ラジオ放送を含めて、その範囲を省令で定めることとされている。

（注3）指定再放送事業者とは、登録一般放送事業者であって、市町村の区域を勘案して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者のこと。（業務区域内に受信障害区域があるときは、正当な理由がある場合として総務省令で定める場合を除き、当該受信障害区域において、基幹放送普及計画により放送がされるべきものとされるすべての地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならないこととされている。）

- 放送事業者は、原則として、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならないとされている。（新放送法第11条、第140条第4項）
- しかしながら、経営への影響への懸念や、技術的事項又は同意条件に関する争いがあること等により、ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間で地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に係る同意についての協議が調わないことがある。

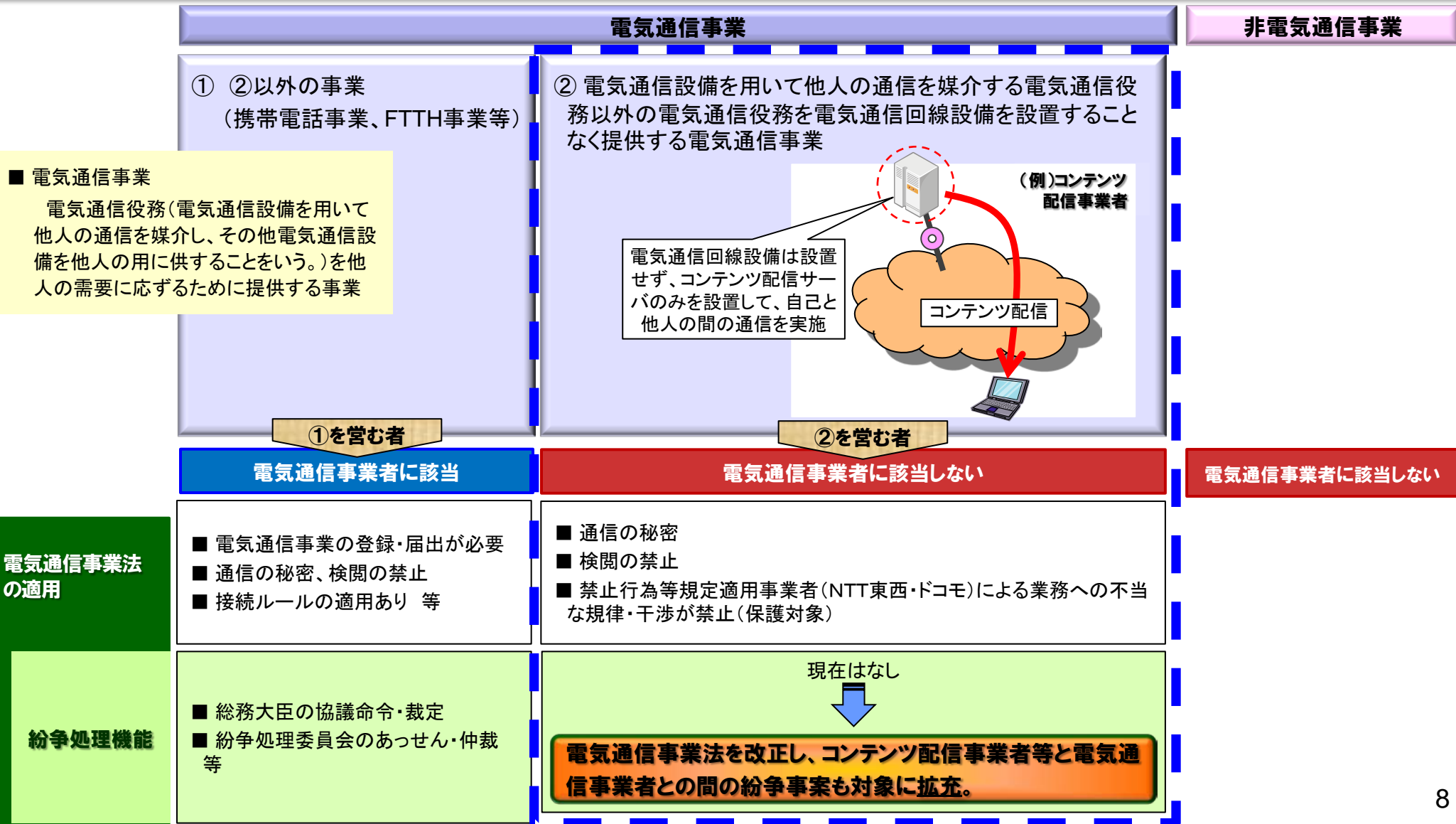
◇区域外再放送のイメージ

: A県を放送対象地域とする基幹放送事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信してB県内の世帯に再放送。



コンテンツ配信事業者等への紛争処理機能の拡充

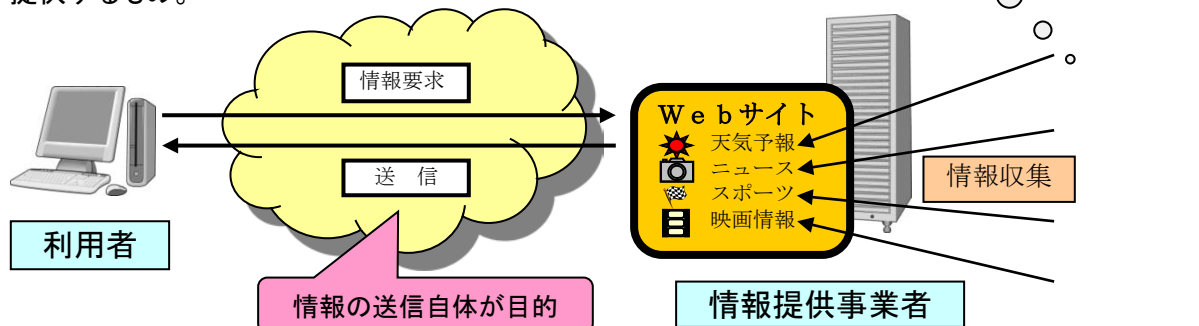
■ コンテンツ配信事業、通信プラットフォーム事業等(電気通信事業法第164条第1項第3号)は、電気通信事業法の適用除外(一部規定は適用)となっている電気通信事業に該当する(≠電気通信事業者)。



- 電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない電気通信事業に該当する例は以下のとおり。(ただし、内容如何によっては、別の判断となる場合もありうる。)

各種情報のオンライン提供

●電気通信設備(サーバ等)を用いて、天気予報やニュースなどの情報データベースを構築し、その情報を、インターネットを経由して利用者に提供するもの。



Webサイトのオンライン検索

●広範なWebサイトのデータベースを構築し、検索語を含むWebサイトのURL等を、インターネットを経由して利用者に提供するもの。

電子メールマガジンの配信

●企業等から提供された製品PRやイベント開催案内等に関する情報の加工・編集等を行い、予め登録した購読者等に対して電子メールによる広報を行うもの。

電子ショッピングモール

●インターネット経由で複数の電子商店でネットショッピングを行うことができる「場」を提供するもの。

ネットオークション

●インターネット経由で一般の利用者同士が直接にオークションを行うことができる「場」を提供するもの。

ソフトウェアのオンライン提供

●労務管理や販売管理等を行うアプリケーションソフトウェアをインストールしたサーバ等を設置して、インターネット等を経由して当該ソフトを企業等に利用させるもの(狭義のASPサービス)。

Webサイト開設のためのホスティング

●個人や企業等がWebサイトを開設・運営できるようにするため、サーバを設置して、個人や企業等にサーバの容量貸しを行うもの。

電子掲示板

●インターネット経由で不特定多数の利用者が文字情報等と交換することができる「場」を提供するもの。

